

### 水質異常時の対応について

厚生労働省健康局水道課長通知（健水発第 1010001 号 平成 15 年 10 月 10 日）

水質異常時の対応については、以下によるものとします。

- 1 新基準省令の 1. 一般細菌 2. 大腸菌 3. カドミウム及びその化合物 4. 水銀及びその化合物 5. セレン及びその化合物 6. 鉛及びその化合物 7. ヒ素及びその化合物 8. 六価クロム化合物 9. シアン化合物イオン及び塩化シアン 10. 硝酸態窒素及びその化合物 11. フッ素及びその化合物 12. ホウ素及びその化合物 13. 四塩化炭素 14. 1,4-ジオキサン 15. 1,1-ジクロロエチレン 16. シス-1,2-ジクロロエチレン 17. ジクロロメタン 18. テトラクロロエチレン 19. トリクロロエチレン 20. ベンゼン 21. クロロ酢酸 22. クロロホルム 23. ジクロロ酢酸 24. ジブromクロロメタン 25. 臭素酸 26. 総トリハロメタン 27. トリクロロ酢酸 28. ブromジクロロメタン 29. ブromホルム 30. ホルムアルデヒド の 30 項目の事項について

#### （ 1 ）基準値超過が継続することが見込まれる場合の措置

基準値超過が継続することが見込まれ、人の健康を害する恐れがある場合には、取水及び給水の緊急停止措置を講じ、かつ、その旨を関係者に周知させる措置を講じます。具体的には次のような場合が考えられます。

- イ．水源又は取水若しくは導水の過程にある水が、浄水操作等により除去を期待するのが困難な病原生物若しくは人の健康に影響を及ぼすおそれのある物質により汚染されているか、又はその疑いがあるとき
- ロ．浄水場以降の過程にある水が、病原生物若しくは人の健康に影響を及ぼすおそれのある物質により汚染されているか、又はその疑いがあるとき
- ハ．塩素注入機の故障又は薬剤の欠如のため消毒が不可能となったとき
- ニ．工業用水道の水道管等に誤接合されていることが判明したとき

また、水源又は取水若しくは導水の過程にある水に次のような変化があり、給水栓水が水質基準を超えるおそれがある場合には、直ちに取水を停止して水質検査を行うとともに、必要に応じて給水を停止します。

- イ．不明の原因によって色及び濁りに著しい変化が生じた場合
- ロ．臭気及び味に著しい変化が生じた場合
- ハ．魚が死んで多数浮上した場合

## ( 2 ) 関係者への周知

水質に異常が発生したこと又はおそれが生じたことを、その水が供給される者又は使用する可能性のある者に周知するときは、テレビ、ラジオ、広報車を用いることなどにより緊急事態にふさわしい方法で対応します。

## ( 3 ) 水源の監視

原水における水質異常を早期に把握するため、水源の監視を強化するとともに、水道原水による魚類の飼育をし、水源の水質異常に直ちに適切な対策を講じられるよう、関係者との連絡体制を図ります。

2 . 新基準省令の 31 . 亜鉛及びその化合物 32 . アルミニウム及びその化合物 33 . 鉄及びその化合物 34 . 銅及びその化合物 35 . ナトリウム及びその化合物 36 . マンガン及びその化合物 37 . 塩化物イオン 38 . カルシウム、マグネシウム等( 硬度 ) 39 . 蒸発残留物 40 . 陰イオン界面活性剤 41 . ジェオスミン 42 . 2-メチルイソボルネオール 43 . 非イオン界面活性化剤 44 . フェノール類 45 . 有機物 ( 全有機炭素 ( TOC ) 量 ) 46 . p H 値 47 . 味 48 . 臭気 49 . 色度 50 . 濁度 の 20 項目について

基準値を超過し、生活利用上又は施設管理上障害の生じるおそれのある場合は、直ちに原因究明を行い、必要に応じて当該項目に低減化対策を実施することにより、基準を満たす水質を確保するよう対応します。